

各種医療費助成のご案内

市では、下記のとおり医療費を助成する制度を行っています。

助成を受けるにはあらかじめ登録手続きが必要になりますので、該当する項目のある方は、お問い合わせのうえ登録手続きをしてください。登録手続き完了後、受給資格者証をお渡しします。

●助成内容

各医療機関で支払った保険診療の自己負担金から、高額療養費や加入されている健康保険組合等における附加給付金を差し引いた金額を、申請により助成します。
※薬局で支払った保険診療分も助成対象となります。

●助成金の申請

医療費を支払った後、領収証(受診者名、診療点数が記載されているもの)・印鑑・受給資格者証をお持ちのうえ申請してください。

※高額療養費、附加給付金の該当がある場合は、健康保険組合より通知される決定

通知書の写しを必ず添付のうえ、申請してください。

※3歳までは県内の医療機関に限り、窓口での保険診療の自己負担金を支払わないで受診することができます。

ご注意ください

- ・申請書は医療機関(薬局)ごとに1枚ずつ記入します。
- ・助成金の申請は、受診した月の翌月初日から1年以内に申請してください。

●問い合わせ先

社会福祉課
☎(52) 1112



各種医療費助成

助成制度の名称	受給資格等	登録手続きに必要なもの
こども医療費助成制度	生まれた日から中学校3年生(15歳到達後、最初の3月31日)まで(※転入のときは転入日から適用されます。)	印鑑、健康保険証(お子様の名前が記載されているもの)、預金通帳(お子様を扶養している方の名義)
妊産婦医療費助成制度	母子手帳交付月の初日から出産(死産・流産)した月の翌月末まで	印鑑、健康保険証、母子手帳、預金通帳(原則、妊産婦ご本人の名義)
ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後、最初の3月31日までの子を扶養するひとり親家庭の親と子(※所得制限があります)	印鑑、健康保険証(対象者全員)、預金通帳(お子様を扶養している方の名義)、児童扶養手当証書・遺族年金証書のうち受給しているもの、所得証明書(転入された方)
重度心身障がい者医療費助成制度	①身体障がい者手帳1・2級の方 ②療育手帳A1・A2の方 ③身体障がい者手帳3級・4級かつ知能指数50以下の方	印鑑、身体障がい者手帳又は療育手帳、健康保険証、預金通帳(ご本人名義)

「動く知更相」を実施します

遠隔地等のため、とちぎリハビリテーションセンターを利用することが困難な方に対して、リハビリテーションセンターの職員が来所し、療育手帳の再判定を行うほか、本人や保護者の方からの相談に応じ必要な助言を行います。相談等には事前の予約が必要です。ご希望の方は、電話でお申し込みください。

●日時

10月12日(水)
午前10時～

●場所

保健福祉センターゆうゆう館

●内容

- ①療育手帳の再判定
 - ②その他生活相談等
- ※新規の療育手帳の判定はできません。

●対象者

18歳以上の知的障がい者及びその保護者、関係機関等で相談を必要とする方

●申し込み締め切り

8月31日(水)

●申し込み・問い合わせ先

社会福祉課
☎(52) 1112